

京都市告示第 454 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等の一部を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 21 年 2 月 9 日

京都市長 門 川 大 作

(指定水路等)

整理番号	名 称	起 終	点 点
1	大北山水0015号	北区大北山原谷乾町123番地の1地先 同町125番地地先	
2	大北山水0016号	北区大北山原谷乾町126番地の2地先 同上	
3	向島水0297号	伏見区向島四ツ谷池85番地の1地先 同町71番地の19地先	

(一部廃止水路等)

整理番号	名 称	廃 止 す る 起 点 廃 止 す る 終 点
1	久世水0017号	伏見区久我西出町1番地の37地先 南区久世東土川町479番地地先

(建設局土木管理部道路明示課)